

# 五月三日の会通信

23

神戸から	.....	1
岡山から	.....	15
徳島から	.....	18
新潟から	.....	18
京都から	.....	25
韓国から	.....	29

1977. 6.

## 神戸から

\* 松下、上原に関する検察側証人（大学関係者を中心に約六十名）  
 ——現在、六分の一が終了）の証言が、今後、かなりの期間にわたって続くが、前記の二人の公訴事実の日付を念のためにふりかえっておくと次のようである。

昭和四四年九月一日 B一〇九教室における授業再開に対する行為。

同年一二月三日 実質的に処分を開始した教授会に対する行為。  
 昭和四五年一月八日 B一〇八教室の黒板に、「く」の字形二二個・を表現。

同年四月八日 処分を決定しようとする教授会に対する行為。  
 昭和四六年四月二八日～五月一九日 B一〇九教室～D三〇七教室をピケットで守ろうとした教職員に対する行為（上原の公訴事実はこのみ。）

同年九月七日 B一〇九教室の補講に対する行為。  
 同年九月二二日 松下研究室への立ち入りと建造物損壊とされる室内の表現。

昭和四七年二月一五日 試験警備中の教官を、タマゴを使用する△▽焼に参加させた行為。

米昭和五一年九月二一日

公判調書〔抄〕

（前回こなかった警察官、久木田 豊——昭和四六年九月二二日の事件当時、県警本部警備課勤務であるが、昭和四八年六月二〇日に、竹本信弘氏に関する事件で松下宅を捜索した際に、オモシロイ押収品目録を作成した——が、現場検証写真の真正な成立について前記目録の不真正な成立との関連で証言したあとで、事件当時、神戸大学教養部長であり、処分過程で先頭に立っていた湯浅光朝（現

在、専修大学教授が証言を開始した。）

(……)

検察官(山路)——(情況への発言)には署名か何かあったんですか。

証人(湯浅)——署名は松下 昇と同じ字で書いてあっただけで、印鑑などは押してなかったと思います。

(……)

検——(懲戒免職の経過について)

証——「……」教授会了解事項として私「……」から本人に、もし依頼免官の意思があるならば(そう)すると、「……」松下さんがはんこを押せばいいような書類を持って交渉したような記憶がございます。

検——それに対して松下のほうはどういう返事ですか。

証——あつばれな男だという気が今でも残ってるんですが、私はそういう行動は取らないと「……」、必要な金は退職金の一部をあとから送りますと言ったんですが、断固としてそれをねましてあまり熟考じゃなくて一分か二分でそういうことを言いました。

(……)

検——(被告人は評議会で)どういう意見を述べましたか。

証——「……」考え方も論理も違いますので、私たちから見れば支離滅裂なもので、ちょっと表現ができませんんですが、松下さんから言うともたまた我々の受け答えが支離滅裂で違い違っていてどうもとらえにくいような問答があったかと思えます。

(……)

検——(昭和四四年十二月三日の事件について)(教授会へ)押し

かけてくるというそういう動きというものは、どういふところから感じられたんですか。

証——「……」賃金カット「……」は処分じゃございませんが「……」

(その直前にドイツ語の主任から、このままでは懲戒免職になるという警告も出されたから)そういう意味で松下講師問題というのは新しい展開をしたと我々もそう思い、(松下や学生らも)「……」そう思って(いるだろうか)何かあるということを判断いたしました。

(……)

検——(会議室に入ってきた)学生の服装はどうでしたか。

証——ふつうの平均的な最近の学生の服装です。「……」

(……)

検——その中に松下氏のほかに名前の知っている「……」人がおりましたか。

証——はい「……」、一番記憶しているのは、やはり当裁判所でもうすみました森川という女子学生、それからここにおります上原君も一番最後に締くりをしたと思います「……」。それから橋本「……」、柏木(檜木)「……」。その他はちょっと覚えておりません。(註——上原君についての新しい事実性)

(……)

検——その席上の松下の行動ですが。「……」

証——「……」初めは(質問に対して)学生にマイクをたたきつける教官もいました。「……」後半になると穏かな調子で教官と松下さんの対話が続いておりました。

(……)

## ＊昭和五十一年一〇月二一日

### 公判調書〔抄〕

検察官(山路)——(昭和四五年四月八日の事件について)(……)

すわりこんでいた学生の中で顔見知りのものはありましたか。

証人(湯浅) 森川という女子学生が一番印象に残っておりますが、

その他、上原「……」山本「……」。(註——上原君についての新しい事実性)

検——学生「……」以外のもので記憶に残っているものは「……」

証——この法廷におります松下「……」の顔もはっきり覚えております。「……」最後まですわりこみをしておりました。

(……)

検——警察は「……」(逮捕の前に)警告を発しなかったですか。

証——はい、多分、当時の灘警察署長自らがやって来られたと思えますが、「……」何回もマイクで警告していたというふうに記憶しております。

(……)

検——当日の(教授会の)議題は、松下講師の処分問題ですか。

証——はい。

検——「……」何時頃までやったんですか。

証——夕食をはさんでおりますんで、「……」判然といたしません。

(註——留置場の夕食との対比)

検——(昭和四六年四月二八日と五月一九日の事件について)(……)

……)倉沢講師の(哲学の)授業が何回も妨害されるのは何か理由があったんですか。

証——「……」哲学というのは元々討論する(ものだ)と、「……」そういう自由な討論の場として使おうと「……」本当にそういうふうと思ったふしもございます「……」。

(……)

検——(教室の前に)阻止線を張っていたのは部長名で出勤してきた教職員ですね。

証——はい、教授会で了承を得て、事務長にも、もちろん了承得ておりますので。

(……)

(反対尋問)

(……)

弁護人(河原)——上原君は二つの事件で、松下さんは七つの事件で裁判うけているんですが、これは大学の方で告訴か何かしているんですか。

証——していません。

弁——どの事件についても一度もしたことはないですか。

証——はい、私に関するかぎりしたことございません。

(……)

被告人(松下)「……」神戸大学においては偶々具体的なきっかけが寮問題であるとしても根本的にもっと深い広い問題があったと考えていいわけですか。

証——はい、そう思います。

被——「……」少くとも四三年一二月の段階では教養部教授会は寮

問題を含む学生たちの要求に反対ではなくむしろ共闘の姿勢(例として、評議会は団交に応じよという決定)を持っていたと考えていいわけですね。

証—はい、そう思います。

(……)

被—(昭和四四年五月に教養部教授会が発表した)改革試案の中にあるもの(例として、「国家権力の干渉の排除」、「助手をふくむ教授会」、「学生の拒否権」など)で現在に至るまで何か実現されたことはありませんか。

証—……(……)努力しましたが実現しませんでした。

(……)

被—教養部教授会として(……)大学立法に対して何か意思表示(例として、ピラ配布、デモ、国会請願など)をしたことはありますか。

証—(……)参加した記憶がございません。(……)

(……)

被—証人が教養部長事務取扱になられたのは昭和四四年八月の段階ですね。(……)それまでの歴代の教養部長と立場が(……)違っていたのでしょうか。

証—選ばれましたときに条件を二つ出しました。私の今までの言動(例として、全学集会に反対の署名)にかかわらず、私のこれからの判断でやっていく(……)、もう一点は(……)執行部はそのまま私だけが入れ替わる(……)がそれもよろしいかと(……)念を押したことがございます(……)。

(……)

被—(証人が自分でいう「反動気味の言動」の一例として)たとえば学生などと乱闘したようなことはありませんか。

証—はい、ございます。

(……)

被—弁護人の質問に対して告訴した記憶はないとおっしゃいましたね。

証—はい。

被—本当に記憶ありませんか。

証—はい、これはここにおります上原君からもどの裁判だったかに反対尋問で詰問されて(……)そう証言した記憶がございません(……)。(註—民事裁判との重層性)

被—(昭和四五年七月六日付の松下に関する告訴状のコピーを示し)これはいかがでしょうか。

証—私の名前になってますね。

被—署名、捺印、間違いないですね。

証—はい。

被—(昭和四六年九月二三日付の松下に関する告訴状のコピーを示し)これはどうですか。

証—これは(起案が事務長なので)私の字ではございませんが、

印鑑は私の印鑑です。

(……)

被—(実況検分調書のコピーをみせてから)(……)昭和四四年九月一日及び一二月三日の事件の現場検証が(……)昭和四五年五月になって初めて行われたということが明らかですね。

証—はい。

被—ところで(……)四五年五月六日に証人から評議会に対して

(松下に関する)処分を議題として提出したことが……。

証—あります。

被—その二日前の五月四日に(……)逮捕令状が出され(……)

松下を含む何人が(……)いわゆる潜伏(後)(……)学内で

(……)逮捕された、そういう記憶ありませんか。

証—ございます。

(……)

被—(その時期には処分段階及び成績表提出期限との関連で)松下昇がいては困る事情が(……)あったではありませんか。

証—(……)まったく関係ございません。(……)

被—事実関係だけをうかがいます。まず時期的にピタリと一致しておりますね。

証—……

(……)

被—(……)ふつう現場検証というのは事件の直後に行うのが常識的なんです(前記のように何カ月も後の五月段階に)行われた点について証人は何か根拠を考えますか。

証—(……)私はちょっと判断し得ません。(註—しばしば警察ないし検察庁へ出かけたことや、学長と絶えず連絡をとっていたことは認めた。)

(……)

被—四六年五月一日付で松下昇に対して教養部構内立入禁止の通告を(……)出された記憶はありますか。

証—あります。

被—その理由はどのようなものですか。

証—ちょっと間違っているかもしれませんが、(……)タコ焼き事件と関連しているんじゃないかと思えます。(……)(註—時間性や関係性の転倒)

(……)

被—有効期間はいつまでですか。

証—無期限だと思います。(……)(註—あとで、自分の在職中だけというかけ、あわてて、わからない、と逃げた。)

被—先ほどタコ焼きといわれた(……)タコ焼きの行為に関して(……)記憶ありますか(……)。

証—(……)保健所へいろいろ相談した記憶があるんです。ところがあれは熟したもので衛生上悪くない(……)、(材料も)生物学の助手の実験室の冷蔵庫の中に(……)ありましたので、これは衛生上不都合だという断が下せないというので困ったことを記憶しております(……)。(法廷にわく笑い)(……)(註—

消防署や警察署とも「相談」した。)

被—教養部広報のうち例えば二二号などは松下問題の特集になっていますが(……)全国的に様々な大学から読みたいという要求がありましたか。

証—はい、アメリカの図書館からもございました。国会図書館にも入ったと思います。

被—何故そのように高く評価されるのでしょうか。

証—それは、あなたの行動が大学紛争の典型的な教官の行動として高く評価されたんじゃないかと思えます。それと非常に具体的にかいた(……)そういう出版物は他にございません。(……)

被—もし、ミス・プリントを含めて、内容に誤りがある場合はどこへ訂正を申出ればいいのですか。  
証—それはどの場合でも「……」現職の教養部長あてに要求されるのが一番適確かと思えます。

米昭和五一年一月一八日

### 公判調書〔抄〕

(反対尋問の続き)

被告人(松下)——「……」昭和四四年九月一日に、いわゆる授業再開した根拠は何ですか。

証人(湯浅)——「……」大学は教育機関として当然授業を実施する機関ですから、「……」普通の状態にもどすという処置です。

「……」

被—昭和四四年七月一二日に機動隊の演習場において評議会議長戸田義郎主催のいわゆる全学集会が行われたという記憶はありませんか。

証—はい、知っております。

「……」

被—「……」参加した人数はどれぐらいですか。

証—「……」(教職員、学生の総数、約一万人のうち)二〇〇〇人ぐらいでしょう、ちよつとはつきりしません。

(註—教養部教授会の不参加決定については記憶がないとのべ後で教養部広報三十号一一五ページをみせられても、なかなか認

めなかった。)

「……」

被—(全学集会の決議なるものが有効性をもちえないとして)「……」授業再開の法的ないし論理的な根拠は何ですか。

証—「……」当然なすべき処置をしたということだけです。「……」

……)教授会で決議し、さらにその後自治会が「……」ストライキの終結を学生大会ではかって決議「……」しております。(註—自治会の規約違反性、参加者の人数については判断を避けた。)

「……」

(昭和四四年九月一日の事件に関して)

「……」

被—(機動隊の導入、被告人らの排除についてふれたあと)当日の様子を目撃していた学生が「……」もはやこのような大学で学ぶことはできないと決意して(そのうちの十数名は自主スト宣言をおこないつつ)、その後も一切単位を取らずに大学を去った人たちがいることをご存知ですか。

証—「……」記憶がありません「……」(もしいるとすれば)残念なことだと思います。

被—残念だと思っただけですか、その責任は誰にあるのでしょうか。

証—それは教養部の私を頂点とする教官が教育の直接の責任者ですから、そこにあるかと思えます。

(昭和四四年一二月三日の事件に関して)

被—教養部教授会が実質的に公開された例はありませんか。

証—私は一回もないと思います。(註—四五年一月一四日の教授会におけるΛ〇V点評価をふくむ判定会議を多数の学生が開か

れたドアから傍聴し、出席した助手が会議の経過をテープレコーダーで録音していたのを黙認していたことが明らかにされた。)

「……」

被—「……」全員〇点は処分の理由になりましたか。

証—なっていないと思います。「……」あなた(は)非常にたくさんの方をやっていきますので、〇点つけるぐらいのことは非常に些細なことのように思います。

被—些細でしょうか。

証—……

「……」

被—(広報第二五号にある処分説明書を示し)処分理由としての〇点「……」という記述がありますね。「……」

証—「……」教官として人格、とにかく支離滅裂であると「……」書いてあります「……」

被—今おっしゃったことはここに書いてないですね。ことばとして撤回して下さい。

証—……

被—「……」少くとも(処分説明書に記載していないことを)書いてあると証言したんですね。

証—「……」全員〇点というのはおそらく日本の明治以来の学校史の中で特筆すべき事件だと思います。(註—この証言の何重もの支離滅裂さ)

被—神戸地裁第三民事部が昭和四八年六月一三日に出した(研究室仮処分裁判の)判決文の中に、松下昇の〇点採点が処分理由の一つにされたことは不当であり「……」という記載があることを

ご存知ですか。

証—きょう初めて知りました。

「……」

被—(一二月三日の教授会の)議題は(松下)処分を目ざすものですか。

証—じゃなくて何とか救いあげようと「……」努力したと思います。

「……」

被—本件の起訴状には「……」処分問題等を検討審議するため」とありますが、これは間違いですか。

「……」

証—ばか正直かどうか(という被告人の質問)はわかりませんが実態は(何とでもいい抜けられる)抽象的な「……」議題です。

被—四四年一二月三日の教授会の直前に松下昇に対して賃金カットがなされたことがありますか。

証—はい、あります。

被—これは処分ではないんですか。

証—はい「……」、行政的な処置というふうに判断しております。

被—では一方では賃金カットをしておきながら一方では救いあげようと努力していたわけですか。

証—そうです。「……」

被—(本件と同一の公訴事実で起訴されていた)森川佳津子が「……」昨年十月二七日に「……」無罪の判決を受けたことを知っていますか。

証—はい、新聞が送られてきて知っております。

「……」

証——昭和四五年四月八日の事件について。その事件の直前三月の段階で松下昇に関する調査委員会が結成されたことがありますか。  
証——はい。

被——この調査委員会は（松下昇を）時間割に入れるかどうかを論ずるのであって、処分のための資料を扱うのではないという確認を（教授会で）したではありませんか。

証——処分に直接つながるものではないと、何らかの判断を下すこともない、そういうことを確かめております。

（註——結成は採決でなく意見分布であり、その次の教授会で、調査委員会の成立の根拠をめぐって教授会議事録の朗読が教授会メンバーから要求されたが、湯浅執行部はこの要求を圧殺した。法廷でこの点を追求されても、証人は、記憶にないというかえし強調した。）

被——調査委員会の選出方法は（……）証人に一任されており、教授会メンバーでさえ人数、氏名を知らない（のですか）。

証——はい。（……）一種のテロ行為みたいなものが起こる可能性があるがありましたので（……）。

被——現在は公開されておりますか。

証——まだ公開されておりません。（……）教授会の議を経て公開することになっておりますので（……）。

被——三月一八日（調査委員会が結成された日）から四月八日（報告の開始された日）というきわめて短期間に調査することが可能

でしたか。

証——それは（……）それまでの記録がいちいち細かく保存整理してありましたので（……）。

被——（……）（膨大な事実性と、その根源を）討論に耐えうるようなものにまとめ報告するということが一体可能ですか。

証——可能かどうかわかりませんが、その間にやって結果が出たわけですから。

被——結果を出さねばならなかったのではありませんか。

証——……そうですねえ、その辺はわかりません。

被——四五年四月八日当日、証人は（……）マイクで（立入禁止を）放送したとき（……）自分が誰であるか名のりしましたか。

証——はい、私は教養部長の湯浅ですと常に申しております。

被——（教養部長になったのは四六年四月一日だから）官名詐称に当りませんか。

証——（……）（どういったか）記憶にありません。

被——（教授会メンバーは出欠を事前に連絡する規程がない、ということを確認して）（……）教授会を開いてみないと定足数に足りるかどうかわからないわけですね。

証——はい、そうです。

被——教授会が定足数に充たないで流会した例はありますか。

証——三月の段階で一回あったと記憶しております。（……）

被——（昭和四六年九月二三日付告訴状を示して）（……）事件（の）翌日に告訴（が）なされていますね。

証——はい。

被——もう一通の告訴状、昭和四五年七月五日付（……）の場合は（事件の）六ヶ月後に告訴がなされておりますね。

証——はい。

被——この様な非常に大きな違いが生ずるのは何故でしょうか。

証——（……）時効が成立する前に出した方がいいということ（……）。（註——全く回答になっていない。後者は評議会段階の処分の日程に合わせて、前者は、大学構内からの身体的抹殺を意図して出されているのである。この点を追求すると、検察官は異議を申し立て、裁判官はこれを認めた。）

（……）

被——昭和四八年一月二五日（森川佳津子を被告人とする）二二二号法廷において（……）大学斗争とコペルニクスの転換の問題について証言された記憶はありませんか。

証——あります。

被——それをもう一度くり返して下さい。

証——コペルニクスの生誕（……）から五〇〇年間、それがちょうど近代的な大学が成立しそれから発展していく（……）その五〇〇年間に一度というぐらいの（問題が）（……）今回の大学紛争であると、そういう趣旨のことを申し述べたかと思えます。（註——より詳細な証言にふれたい人は、（一）公判参加者に問い合

せてほしい。）

被——証人の専門（の）科学（史）において事実の正確な把握はどのように行ないますか。（……）事実は一つだけではない（し）、深淵のように成長もする）と科学者として考えますか。

証——（事実の把握については）資料批判という一つの学説が成立しております。（……）事実が一つである（としても）それを観察する側面がいくつもあると（……）考えております。（註——方法的破産）

被——証人にとって大学斗争における自分の位置、責任をどのように考えますか。

証——管理者としてあるいは教育者として非常に重大な責任があったと（……）現在反省をしております。（註——かつての強気はカゲをひそめ、弱々しい老人にもどった。）

米昭和五一年一月二三日

### 公判調書〔抄〕

▲被告人らに関する公訴事実、すべて、昭和四四年九月からの授業再開を強行する論理の延長線上に出現しており、ここには、大学斗争の本質にかかわる重大な問題があるので、湯浅証人に対する反対尋問をさらに持続した。）

被告人（松下）——証人は前回の証言で授業再開については学長事務取扱の命令ないし指示はなかった、さらに教授会にかけて判断

したというふうに証言されましたが、それでよろしいですか。  
証——「……」それでよろしいと思います。  
〔……〕

被——「……」昭和四七年一月（の）教養部広報第三一七ページ下から五行目に「一般に学期をこえての授業計画の変更は教授会の権限をこえて評議会の決定事項である」とかかれていますか、そのとおりですか。  
証——「……」評議会にかけて了承を得るといふふうに紛争中しておりまして。  
〔……〕

被——（四四年四月に入学した学生については九月から翌年にかけて春休み等をつぶして授業にあてた、という証言に関連して）評議会の決定は「……」何年何月ですか。  
証——何月という記憶はありません。

被——「……」評議会は（四四年七月の）全学集会（の結論なるもの）を前提としないかぎり、授業再開についての論議をすることはできなかったのではありませんか。  
証——「……」質問の意味がわかりません。  
〔……〕

被——（広報第三〇号の七月四日の項を示し）「……」教養部教授会は（それまで、一応、学生の対評議会団交を支持してきたことの名残りもあって）全学集会に参加しないことを決定しておりますね。  
証——「……」そういう意味だと思います。

被——当時、教養部教授会は全学集会を正式な業務とみなしていま

したか。

証——「……」業務であるといえ、教授会決定と矛盾し、業務でないといえ、現在おこなわれている全学集会に関する威力業務妨害公判に影響するのを察知したか？  
〔……〕

被——（少くとも）全学集会を口実として教養部教授会が授業再開を決定することは不可能でしたね。  
証——はい。「……」

被——にもかかわらず教養部教授会が独自で授業を再開決定することは評議会規程及び教授会規程に反するわけですね。  
証——ですから独自にはやっていないと思います。「……」。（註——具体的な年月日と内容についての証言はなしえなかった。）  
〔……〕

被——「……」様々な口実や規程（の解釈以上に）再開しなければならぬ根拠（例えば学問、教育の理念の完全な空洞化への居直り、自己保身への屈服）に突き動かされていたのではありませんか。  
証——大学は当然「……」学生について教育をするという努力をはらってきております。

被——「……」大学の管理運営に関する臨時措置法（に）教授会は反対（の決定を）しつつ、その内容を先取りしていたのではありませんか。  
証——そういう記憶はありません。  
〔……〕

被——授業再開について教授会メンバー以外の教職員、学生などの

意見はどのように反映されましたか。

証——「……」学生については学生大会が開かれて授業再開を決めたわけです「……」。

被——「……」教授会だけでは授業再開を決定できない「……」つまり条件として学生大会のスト解除決議が「……」必要だったのですか。  
証——そうです。

被——「……」学生大会が規約上成立していなかったということは（後の被告人側立証で）明らかなのですが、再開の条件がなくなりますね。  
証——「……」成立したという報告「……」が正しいと認めて教授会で決議しました。

被——（規程とか条件をこえて）スト参加者だけでなく（スト決議の時には入学していなかった）一年生や教職員をふくめて、（かれらが）根源的な抵抗権の行使として昭和四四年九月以降の事態に対処したということを認めますか。  
証——認めません。

（上原君の反対尋問のあと、昭和四四年七月から四七年三月まで教養部評議員をし、その後、現在まで大阪大学教授の中川努が証言した。）  
〔……〕

検察官（山路）——（昭和四四年九月一日のB一〇九教室へ）証人が一緒に行かれた堀江教授は松下講師らに対して退去を求めましたか。

証人（中川）——「……」拒否されたと思います。「……」ここは俺たちの空間だということばを聞いたと思います。  
〔……〕

検——（松下を）退出させたとき証人も入っておられるんですか。  
証——（押ししたり、引張ったりの行為に）私は入っていませんが、じゃないかと思えますが。  
〔……〕

検——（昭和四六年五月一九日の上原君の事件に関して）「……」（D三〇七へきた）人たちは、どういう服装をしていましたか。  
証——「……」少くとも私の目に写った前の方の人は（ヘルメットを）かぶっていませんでしたか。「……」

検——「……」上原はどうしましたか。  
証——「……」教職員が何人か壁のようにしているところに（「……」）体当たりしてきたように思います。（註——のちに、この「壁のようにして」という表現をめぐって反対尋問が展開された。）  
〔……〕

検——（十数人のスクラムが）突込んでくる前に、何か氣勢をあげるような行為をしておりますでしたか。  
証——「……」橋本君が何か、授業をうけるぞといったので、みんな大笑いした記憶があります。  
〔……〕

＊昭和五二年一月二日

公判調書〔抄〕

(反対尋問の続き)

被告人(松下)——(昭和四四年九月一日の事件に関連して)一年二年合わせて正式な授業というものは四四年九月一六日以降と考えていいわけですか。

証人(中川)——…みなが授業をやったという意味ではそう考えていいかと思えます。(…)(九月一日の授業なるものは、過渡的な性質のものであること、および証人の授業中に何回も討論をよびかけられたが、退去命令をだしたことは一度もない、と証言した。)

被——(証人は)教養部に在職中研究室はもっておられましたか。

証——研究室はありました。

被——その番号をおっしゃって下さい。

証——今記憶しておりません。

被——ほぼ持続的にそこを使用しておられましたか。

証——そうです。

(…)

被——昭和四六年四月以降一年間(大阪大学へ転任するまで)(…)

(…)週に何回ぐらい通っておられましたか。

証——そのときにはほとんど日曜、祭日を除いてほとんど出ていたと思います。

被——その研究室の番号位置などについて記憶はありますか。

証——私の研究室は記憶しておりません。

被——A四三〇号研究室という番号に記憶はありませんか。

証——四三〇号というのは松下さんのところではなかったですか。

(…)

被——昭和四六年三月の段階で今問題になっているA四三〇号研究室について(直後に国側が提出した仮処分申請や、妨害排除請求訴状に記載してあるように)中川努教官の入室を決定したのではありませんか。

証——…私の入室を決定したと聞いておりますが(…)使用しませんでした。

(…)

被——つまりA四三〇号以外の研究室を使用していたということですか。

証——そうです。(従って△妨害▽もうけていない。)

(…)

被——何階にありましたか。

証——それもちょっと記憶ありません。(証——この証言により、前記の国側の申請や訴状は、全くその根拠がくずれ去った。

被告人は、現在も極限的位相で展開されつつある研究室公判に、証言速記録と現場写真——学生用のロッカーを約二十個つめこんで、研究室を本来的な意味で使用するどころか、この研究室のもつ怖しさを必死でおおいかくそうとしているものをうつつしてある

——を提出し、公判関係者の重大な関心を触発しつつある。)

(…)

……) ったことはあるが、この「通信」のために表現したことはこれまでない。より包括的な位相でいうと、基本的に、何かの表現媒体のためだけに表現することが、この数年間なかったのである。ここには大学斗争の本質にかかわる深い問題があり、それを今ここですべて展開することはできないとしても、この表現を提起するに至る要因をのべていくと、まず、この二三号に掲載されるであろう、坂本、山本、両氏の提起の内容との関連において、である。両氏の提起は私の提起の一部でもあり、相互に内容と註をなしている、と考えてもよいが、その意味を深めるためにも、私にとつての必然的な連続性としての要因を次にのべる。

一九七〇年以来、私に関する資料をもっとも持続的に掲載してきたのは、神戸大学教養部広報を別にすれば(もちろん、何年か前に息切れし断念しているようだが)、この通信であろう。その持続性は、具体的な応用過程(裁判の書証としての提出、自主ゼミ教材としての使用など)と共に評価されるべきである。

一方、私の位置からいうと、この表現媒体がないと仮定した場合の試みを厳密に構築してこなかったということはいえる。同時に、意図的にそうしないでおいた根拠としては、私(たち)の表現を掲載しうる媒体が複素数個あり(自立誌・紙の他に前記の広報や新聞記事や起訴状などをふくめて)、それらの媒体にかかわる関係性が、どのような切迫と持続によって私(たち)と共闘しうるのかをみつめていたし、それ以上の余裕をもち合わせていない、という暗黙のつぶやきがあったのである。しかし、複素数個の媒体のうち、この通信が時期的にもっとも持続してきたとすれば、それは逆に、私の表現過程の意味を問いかえす鏡にもなり

(…)

被——(教養部広報第三〇号一五四ページを示して)(…)松下昇名のバリケード的表現というものが掲載されていますが、記憶にありますか。

証——…掲載されているのを読んだことはあります。

被——この資料を掲載した判断の基準はどういうものですか。

証——これは私、当事者でないからわかりません。

(…)

裁判官(木村)——先ほど(…)いろいろな意味で文学的だという証言があったんですが、具体的にはどうでしょうか。

証——だいたいこういうような文章というものは非常に激烈な調子で自分の何とか主義について書いてありますけれども、松下さんのものは何でもそうではありませんが(…)読む者のイメージネーションにゆだねる部分が非常に多いと、そういう点では文学的であると。そしてまたわかる人には訴えるかもしれないけれどもわからない人に(も)訴えるということもまた文学的であるというよ

(…)

＊「五月三日の会通信」に関する〔抄〕

あらためて注意を喚起したいけれども、私は表現してきたものを「五月三日の会通信」に転載したことや、註の記入をおこな

うる。この通信のバックナンバーをよみかえしてみると、私のかかわる△▽の「斗争の主要な資料の一部は確実に掲載されてきているが、それだけで何か情報をえたつもりになってはほしくない。むしろ、この数年間のもっとも困難な段階／領域の表現は、掲載されえないまま、(おそらくは活字／文字にさえならないまま)私の△▽の「過程を支えているのである。これは通信をふくむ表現媒体の限界というより、私(たち)のつきあっている困難さの手ごたえ、としてここにききとめておく。

この困難さを対象化していく作業を私は、いたるところで条件を創出しつつおこないたいし、それゆえ、ここでも、一九七〇年以後私の追求しているテーマとの関連で問題点をのべてみると、<sup>⑤</sup>トル

α—表現不可能性、原本性(例、タネや花弁に暗示される生命)、複写不可能性、宙吊り／未開封／巡礼過程への対応なしに、決して何かを伝えたり、判断したりはできない。

β—表現のおかれた空間性。たとえば、証言台での一つのことば、占拠中の部屋に一部だけおかれている紙片。従って、ある表現媒体を手にしているだけでは、まだ、表現の場に至っていない。

γ—作成／配布過程の深さ、複素数性や、それを自己の生活のどの根拠とひきかえに反応するかという問いかけ、表現主体への逆提起なしには表現から遠ざかり逆立するだけである。

以上は私の原則であり、この原則を運動させるためにも、この通信に自主ゼミの位相で、とりわけ、この三年間かかわってきた。自主ゼミは、教授会や、裁判所をふくむ国家機構や、新左翼出版社の

タイハイに象徴される何かの解体や、存在的死にさえ抑圧されず、それらを逆用／転倒しつつ、これからも持続していくであろうという宣言を、この通信に交差させておく。

(一九七七、五・三〇)

## 岡山から

四月一二日付のおはがき拜見しました。

おはがきの入手が遅れたこと、関連する資料の入手に手間だったこと、ここ一週間ほど風邪からきた耳の痛みに悩まされていたことなどでお返事が遅れて申し訳ありません。小生一月の再手術後一応順調にきているようで一〇日ほど前から一本杖になっていますが、まだ多少痛みが残っており、退院できるまでには今少し時間がかかるようです。

ところでお申し越しの件ですが、卒直に言って、はるか△遠く△になってしまったところから、突然舞い落ちてきた紙片、といった感じを否認しません。

小生がいま暮しているこのへや——(二一五)号室——は不思議な空間で、六九年来の関係性を引きずった様々のひとやものがまふと巡礼してくるのですが、そのなかには「研究室」公判の「現在」にかかわる「未」開封の特別送達をふくむ重要な文書群もあり、それらにかかわる資料／報告／を「いま」、(どこか)の領域へ提出できれば、という願いとともにこのへやに滞在しつつづけているものもあるように思われます。

ですからもしも、全く新たな表現媒体から△(岡山)にかか

わる資料／報告／などで載せるべきものがないか△という提起がなされたとするなら、とりあえず前記文書群のうち、この三月に△岡山大学学友会(総務委員長)△と坂本守信をふくむ2名との間で交された学友会事務員の待遇に関わる合意書と△岡山△大学△処分△訴訟(本質的に「RB三〇二」宿舍訴訟——七三年当時の教養部長田代嘉宏の証人尋問継続中)の公判調書とを、その表現媒体に掲載することを、本年四月以降の「自ゼミ」の「一」可能性に委託することも可能でしょうし、それを契機として前記文書群の開示への道を探るといったことも可能となってくるのではないかと、思われるのですが……

△遠い△というものは、自然時間としての三年間にまたがる△遠さ△であり、△五月三日の会通信一六号△からの△遠さ△です。

△一六号△P13には次のような記事があります。

資料1

△私△は川本処分(△竹△本処分、△山△本処分、△坂△本処分……を含む)について△被処分者△から処分審査過程の△すべ△て△を委託されている代理△人△でありますが、△次△号の△五△月三日の会通信△に△被処分者△に関する△資料△を掲載することについても、当然のことながら△すべて△を委託されています。

従って△私△を媒介することなしに△次△号の△五△月三日の会通信△に△被処分者△に関する△資料△を掲載することは、不可能です。なお、この通知は△次△号の△五△月三日の会通信△への△私△

からの第△〇△次投稿でもあります。



一九七三年八月二一日

岡山市平和町五の二六

△片山恵子△

脇坂 豊様気付

△五月三日の会通信△次△号△編集担当者△御中

(この記事の「川本処分」は「日本処分」の誤りであり、このような重大なミスプリは△△大学教養部広報的な何かすら感じさせます。また「第△0△次投稿」は第△0△次投稿のミスプリです。)

この文章は少なくとも△坂△本処分に<sup>△</sup>かかる資料△報告△の△五月三日の会通信△への掲載に関わる提起——△坂△本△教官△△△食△を包括する位相からの——であり、この提起に対応しない限り、16号以後の△五月三日の会通信△が△坂△本処分に<sup>△</sup>かかる資料△報告△を掲載することは本質的に不可能であったわけですから(第△0△次投稿たる所以)

ところが△16号△はまるで△伍話△か△標本△のように△資料1△として、この文章を掲載しています。

一体△何△の、どのような過程を経てきた、そして△どこ△へ向かう資料なのか、という表現にかかわる編集主体としての基本的な態度表明すら欠落させたままで。

のみならず、この△16号△は、この文章に提起されている内容をも無視したまま、△坂△本処分△にかかわる表現をやはり脈絡不明のまま掲載しているのです。(こういった姿勢は△16号△以後にも継続されています)

この△16号△を目にして以後△私△は時折(△R△B△三△〇△二△)に送付されてくる△五月三日の会通信△を△△△△△(△疎外△)ということばを使ってもいいと思いますが)ものとしてながめつつけるほかなかったのです。

(△五月三日の会通信△の編集主体の交代といった事情はあるでしょうが、△五月三日の会通信△として連続させている以上、各号の編集主体はその連続性を負うていかなければならないのは当然でしょう。)

ですから、いまお申し越しの提起をうけても、△私△には(△岡山△)にかかわる資料、報告などを載せるべき△△△△△として△五月三日の会通信△が表現媒体として(△視△)えてこないわけで、表現にかかわる者が表現媒体をふくむ表現過程総体をも問題としていかなければならない以上(仮に表現過程総体をも呼んでいるこの問題については、すでに七四年△岡山△刑務所から池田氏気付△自主ゼミ△あての手紙に少し展開してありますが)、△私△があなたの提起にとまどいを感じざるを得ないのもお分りいただけると思います。

従って、すでに明らかと思いますが、△私△からいま提起し得ることは、

△片山恵子△からの第△0△次投稿の提起の水準に対応して△五月三日の会通信△の編集主体が△坂△本処分△(△岡山△)にかかわる資料△報告△を掲載し得る条件を構築する道を探ること。

(△片山恵子△の連絡先は岡山市平和町から現在……へと潜伏しており、そこへの(かぎ)の△△△△△は、七・六一時半△△岡山△地

裁に予定されている△処分△訴訟△(△R△B△三△〇△二△)訴訟にあるでしょう。)

。右記投稿に対する△16号△におけるごとき扱い(△標本△化)をもたらし△五月三日の会通信△という表現媒体のありよう、とりわけ表現過程の問題に対する姿勢、の根本的な洗い直しを、△五月三日の会通信△の編集主体総体によって行い、△通信△誌上に明らかにしていくこと。といったことです。

こういった問題に暗示される歴史過程としての(△現在△)における表現媒体のかかえる困難な課題を克服して△五月三日の会通信△が新たな真に開かれた(△なにも△)か△からの△通信△に飛躍すること願いつつ、

少くとも右記の二つの提起に応えるべく努力して下さることを条件として、あなたからの四月一二日付の文章とともにこの手紙を新たな(△五月三日の会通信△)に掲載することをあなた△に委託したいと思います。

△五月三日の会通信△編集主体御中

(添付資料 編集担当者(野村修)から坂本守信氏あてのはがき)

もう退院されて、経過も良く、元気でおられるのでしょうか。そうあってほしいと思っています。急な話で恐縮ですが、△五月三日の会通信△23号の編集に、とりかかっています。なんとか四月いっぱいには原稿を揃えたいと思っています。岡山からの資料、報告などで、載せるべきものがありましたら、なるべく四月中にこちらへ届くよう、送っていただけませんか。

不備

四月一二日

△一九七七、四、三〇△

岡山赤十字病院

(△二一五△)号室にて

△片山恵子△の△代理人△△でもある

△坂本守信△

野村 修 さま

一九七七・四・二〇

昭和五十一年一月八日

拝復

おはがき、いただきありがとうございました。四・二〇行政処分取消請求公判の時、補助参加人をふくむ複素数の人達と、八寄稿Vについて討論しました。

Radi x 6号をめぐる表現過程に関してのテーマは、いまだ、

私には対象化作業が不可能であり、その上、何重にもことが解体しつつあります。だからこそ、私の表現の転移の過程が問われているのですが、八23号Vへの……が、目もくらむような、八隔絶Vとして感受されます。

三・一六公判の証人調書が古家野弁護士から送られて来ていますが、資料としてあれば、提出はありえるのでしょうか、……どのようにお考えですか？

この返信を作製すること、自体が、これを止揚していく、契機であれば……と云う願いからしかありません。

乱筆ですが、とりあえず、過渡的に。お元気で。

山本光代

〔注〕はがき、野村修あて。野村からののはがきは、前出の坂本守信氏あてのものにはほひとしい。——編集者

人事院公平委員長 山田庫之助 殿

〔請求者 佐藤信行〕

〔序〕八請求者Vとは、「学長」「評議会」(以下②とする)「教養部教授会」が、そして貴人事院が(「措置要求」をどのような内部事情であれ不問に附しつづけたことにより)、「教育」にひっかかった一人のささやかな実践者を、一人の「教養部教官」に「申請者」を、たえず「処分」を媒介としながら(「四・一〇」)「七・一八」に「二・二〇」、「一・三一」……)解体・否定して、「請求者であること」へと追いこみ、そして押しとどめようとしてきた全過程のことではないでしょうか。従ってまた、八代理人Vとは、そのような「請求者ではない」ことはもとより、抑々「(どちら側であれ)代理人である」こと自体を八解体・否定Vしていくことによって、「代理人」ではなく、八……Vの八主体Vとなっていくことができることを指し示すことではなければならないはずであります。なぜなら、「教養部教授会」でも「人文学部教授会」でも(その他でも?)、第一回シリーズでの内容的な経過報告はさしおいて

「代理人」(学生)の名前だけは詳細に読み上げた「教官たち」のどす黒い腐敗した神経だけは刺し貫いておこななくてはならないのであります。そのような「教養部・大学」のぬきさしならぬ現実が、「代理人は請求者の分身でなければならない」という法的なことを、それがどれほど美しかろうと、どのような色に染めあげるかは明白であります。

〔A〕(I)「教養部規程第七条の定めに違反」の「疑いが濃厚」について

①「第七条の定めに違反」していない。  
①いかなる意味合いであれ(それはこれから暴露していくとして……)、「疑いが濃厚」のレベルにとどまることによって、②自身も、「規程違反」の問題にしきれないことを明らかにしている。

②「第七条違反」の「疑いが濃厚」であるが、「処分事由」ではなく「情状的なもの」である(としておいてやるとのニュアンス)などというのは、全くのペテンであって、形式的には問題にしえないにもかかわらず、内容的には許せないという腹のウチをさらけ出しているにすぎない。

③しかも「成績の実質判断」を「学生の集団的討議」に「委ねた」「疑いが濃厚」なためであるというのは、益々形式上の問題ではなく、ただ「学生」だの、「集団」だの、「討議」だの

〔注1〕気にくわないといっているにすぎない。  
④⑤に關して④は、「事実無根というのではなく、教養部がはっきり指摘している」といって、「教養部(の指摘)」「(「第一次判断者」)に逃げこんだのであるが、もしもそうだとした

ところで、「調査報告書」が「第七条違反、(イ)学生間の討論の帰趨のままに……」(同9頁)としたのは八E1E V、八農1B V八理2A Vのすべてについてである以上、八理2A Vのみを取り出したということは、「情状」をさらに根拠のない「情状的なもの」としている。  
⑥そうした根拠のなさは、最後に、「単位不認定となる結果を招いた」等の「行為」を付け加えて、最終的には、「相互関連性」「歴史性」を一切欠いた、あいまいなところのない「教官の通念」(に「反する」)に逃げこむことでその極に達している(注2)。

〔注1〕八クラスVは、一つの学生の新しい団結形態であり、八討議Vは、一つの新しい八授業V形態であり、八クラス討議Vとは八六八・六九Vの状況が生み出した新生の事物である(「集団的」には意味がある!!)。教養部もそれらのことを認めざるをえなかったから、移転以後にも、八月曜4限V(いっさい「授業」のないコマ||時空間)を保障せざるをえなかった(象徴的に、四九年度以降つぶされた)。

〔注2〕「記載方法」・「提出方法」における「自主性」にもかかわらず、「三〇時間の討議」は、「教官」||聴講票受理・成績査定・単位認定者)以上のいかなる内容をもつのか、八理2A V内部の問題として八継続Vしている。

②④は、前記①④⑤にもかかわらず、最も根拠のない「教官の通念」なるものを、いまや「判断を支持するもの」として、最も「根拠あるもの」に逆立・転化させることによって、この「情状的なもの」をこそ、「規程」にかわる、「不当表示と命令違反」の根拠と

している（これが「めずらしい書き方」の正体である）。即ち、<sup>㉔</sup>は、八一律合格を「不当」と判断した根拠が「規程：条」ではなく、「教官の通念」等の別なところにあることを表明しているのである。（八農1Bについては、八我々のドイツ語がそれにあたる。八農1Bにおいて、「単位なんかどうでもいい」「授業の過程の総括を行うのだ」ということで集約されたのが八一律合格であり、総括テーゼ<sup>①</sup>八我々のドイツ語である（学生自身があくまでも学習の主体であること）<sup>②</sup> ドイツ語（農2B）はその継続である、である。「講義概要」（八我々のドイツ語教務係におたずね下さい）は、このテーゼをふまえた表現なのであるが、この八我々のドイツ語がそのような根拠とされたことは、事実経過においても（三・一六「講義概要」コピーの配布）四・二「懲罰」動議）四・一〇「授業とり上げ」決定、その「決定」の根拠にされている）、また「調査報告書」の記述を見ても（同10頁）13頁）、明らかである。

(II) 「七条違反の疑いが濃厚」（教官が評価をしていない）・「八条二項違反」（教官が一律合格の表示を行った）というの、単に形式上の矛盾であるばかりではなく、「七条」であれ「八条」であれ、抑々「規程違反」とすることの破綻を表明するものである。<sup>①</sup>「同一の行為」にもかかわらず、「処分事由」と「情状」の二重性としてあらわれたのは、<sup>㉔</sup>と「教養部教授会」が抑々、n重の無限定の（八行為）（実践）（認識）を八処分しようとしたためであり（そのため、n重の（n人への）八処分の貫徹、深化・拡大をひきおこす）、同じことだが、八行為はどの時点においても「規程違反行為」として特定されていないのである（「規程違反行為」

いうべきであるが、すべてを「情状」（「七条違反」）レベルに帰着させたのである（前）<sup>①</sup>からして、こゝに到るのは一本道である!!）。（<sup>㉔</sup>）<sup>㉔</sup>については、八証拠（証人）保全申立書（参照）

(III) 言うところの「規程の精神」（に「反する」）について<sup>①</sup> 前記（I）、（II）の構造からして、<sup>㉔</sup>は必然的に、「規程の精神」に最後の投げ場を求めていかざるをそなかつたのである。そして、その「精神」は、何よりも八一律に評価するという八態度と対決するものであると宣言したのである。そのため、この「精神」は、n規程・n条・n項（<sup>㉔</sup>のいう無限定的な「法令」）において顕現してはばからないのである（ほとんど「媒介」なしの「国公法八二条」適用も、このことの方がええである）。

<sup>②</sup> 従って、また、八合格評価が「点数表示ではない」から「八条二項違反」で「不当」だというのも、この「精神」にとっては、外ならぬ八一律合格が八一律評価であるからだということになる。（なお、この「精神」は、教養部では、教務（会田氏）・調査委員・部長（清水氏）らが、四八年度成績表の「再査定」作業を、必死に、タンザクの押収等により、妨害・介入・転ぶくしていくという、処分、衝動、焦燥としてあらわれたのであるが…）

<sup>③</sup> 最後に、<sup>㉔</sup>らの「精神」（の上気）を地上におしとどめるための反証を挙げておく。「精神」とは、具体的には「教養部のしおり」において「2、新潟大学教養部規程」（同4頁）の前に位置している「1、一般教育の目的・目標および方針」（同1頁）を指すと考えるのが最も妥当である。（資料①参照）

「今日のような時代には、人間にとって、これらの知識・技術を

は無限に拡大される）。（因みに「調査報告書」も、「職務違反の疑い」の指摘の一方で、成績表問題について主として「成績査定の非を認めない態度」（同4頁）、「無反省な態度」（同16頁）を強調している。）

<sup>②</sup> このことは、<sup>㉔</sup>らの以下のような八対応として具体化している。

<sup>①</sup> <sup>㉔</sup>は、ありもしない、「可能性」としての、（或いはデッチ上げの）「教務、厚生業務に多大の支障」を「処分事由」の補完的柱とせざるをえなかった。

<sup>㉔</sup>は、（清水部長と一体となって）、別途の「懲戒該当行為」（「命令違反」）をデッチ上げなければならなかった。（<sup>①</sup>、<sup>㉔</sup>については前回八反論書（参照）

<sup>㉔</sup>は、「答弁書」及び第一回シリーズで「五〇・五・一〇」にいたる「訂正していないこと」（「不作為」）をもって「規程違反であること」（「処分の正当性」）を主張せずにはいられなかった。

<sup>③</sup> その上、<sup>㉔</sup>は、教養部長を中心に、八反論に抗しきれないと見て、第二回シリーズにむけて証人予定者（矢野氏）を八注意処分したり、彼から「一札」をとったりして（「注意した内容を認める文書を書いてもらった」（!!）（関部長発言）、不法・不当に威迫し、不都合な証言の口封じと、自らの「つじつま合わせ」を行わざるをえなかった。

<sup>㉔</sup> さらに、関部長、会田・清水教官ら（いずれも「代理人」）は、今年五月一日の「教授会」の場で、前記<sup>③</sup>の「正当化」を策動し、四八年度成績表の問題について、形式と内容の混同の終末と

真に人間的な価値の向上に役立つように使ってゆく主体的な英知が何よりも必要」であり、「大学における一般教育の目的は、何よりも学生諸君が主体的な自己形成の課題として、このような英知を身につけてゆく努力をするのを援助することにある」。そして「一般教育の目標」は、まず第一に「人生の意味と価値とについて統合的に思考し、現代の諸問題をその相互関連性において、またその歴史性において理解するとともに、常に自主的に判断する力を養うこと」である。また「一般教育の方針」とは、「学生および社会の要求に即すること」、「一般教育としての独自性を保ち」、「課外活動」「教室外学習」との関連のもとに、「当面する問題を自ら処理しうる統合的な教養」にむけて、「絶えず学習効果を評価してその向上をはかること」である。

およそそのように唱っている「規程」のいわば「精神」（前文）に、八私が八四三年度（後期）以降、八授業の実践を不断に行なってきたこと、そのことと不可分に八成績評価において、八自主的評価八一律評価八一律合格（ないしはそれらの複合）八の形態として、継続的に努力してきたことは、能うかぎり適合するものである。

（結論） 以上が、…「処分説明書」～「答弁書」～八第一回シリーズ…についての、「規程違反」を軸として解明できる内的構造（八思想処分構造）である。

「B」さて、「教養部」～「授業」～「学生」～「教官」～「成績」～「単位認定」～「クラス」～「討議」…そして八行為について（いずれも「答弁書」1頁下から4行目）同2頁上から3行目に出ていることと<sup>㉔</sup>である）、その相互関連性において、また歴

史性において理解する」努力を、過去の総括のものとしてみよう。

(I) 「授業」「教官」…「教養部・大学」批判について。

① 従来の「試験・留年・奨学金」等諸制度、「授業」も、結局「研究・教育」と何ら関係なく、入学生Vを抑圧する手段にすぎない。「教官・研究者」とは管理・抑圧者でしかない。

② 「授業」の唯一の形態は、ただ「教官」と「教室」によるのみ「成り立つ」ものであり、その「内実」は、「教官」による入学生Vの抑圧である。しかも「教養部」は、そのような「授業」をもって、「自ら」を維持する唯一の形態としたのである。(以上、八四四年四月Vの情況についての八四四年九月Vの総括より)

③ 「授業」の形態における「教える者」―「教えられる者」の一方的関係性に見合って、両者にとってその「内実」もまた、ダイナミックな・否定できない事実にもとづく・必然的なものではなく、静的・恣意的・偶然的なもの(どうにもならない・どうでもいいもの)となることしかできない。

人間が社会的にしか存在しえない以上、入関係性Vを絶った(或いは絶たれた?)「教官」にあつては、④学生大衆・下級教員・職員の日常―実践的活動に対して、無感覚と無知を強めずにはいられないし、必然的に「自己」自身について人間として腐敗と解体の度を深め、そして、権力・秩序に「依存」することによってしか、「自ら」を維持できない。(「移転強行」・「移転」が内包していた、このような「内実」(「移転の不当性」は、八四九年春Vに現在にいたる過程で、益々顕在化し、露呈してきていることは、事実の示すとおりである(資料②、③、参照)

(III) 「成績評価」単位」批判について。

① 評価・単位について八問いVを発することすら排除しようとする、単位・点数主義とでもいふべきものが支配的である。

② そうした単位・点数主義は、「学力向上」(の「手段」という大前提も、「学力差」(の現われ)という前提も崩壊させて、「単位」「点数」の「差」のみを物神化し、「自己目的」化している。

③ 「学」も「能」も、「教官」にあつても、内的にどうしようもなく寄生性と腐朽性を強めていかざるをえない、そのため「上位ランク」も「可」も必然的に恣意と腐朽からまぬがれない。

④ 中味をもたない、ただの形式としての形式と、内容(虚無)とが、唯一、「教育」における全的自由裁量権(単位認定権…)をもつ、いわば特別権力としての「教官」によって媒介されている。

⑤ (しかも通常、「教育」は、その前提である「教える者」と「教えられる者」との関係を、「教務係」―「事務処理」を媒介することによって、つまり直接的な関係を見ないことによって、前提を不問に附しつつ、間接的・支配的関係を維持しつつける。)

(IV) 右記の八単位・点数主義批判Vの表現も、具体的な実践(八五〇年度V)に対応しているのであるが、八教官V、八学生Vが八成績評価V単位Vについて、その形態を、そのつど過渡的に、一個の共有のものとして、おむね八一律評価Vとして見出し出してきたことは、当然にも(II)に見たような八授業Vの実践に対応していることに外ならない。

りである。)

① 以上の諸点は、総体的にいつて、「教養部・大学」の腐敗・解体過程といえる。そのような現実的な過程に見合って、「教養部・大学」は、いまだではイデオロギー上の八虚無V(あらゆる入関係性Vの解体…)を日常的に再生産することを、「本質的」任務としている。(因みに、昨今の「教養部改革(案)」も、これらの点をほとんど自覚することなく、「学部(への成り上がり)エゴイズム」で動いている)

(II) このような八総括Vをとおして、八現実Vが、「教官」「学生」…に突きつける八授業V…について。

まず、(いくらか整理して)いえることは…)

① 「教官」「学生」…は「自ら」の依って立つ諸前提を徹底して問うことであり、

② 「教官」―「学生」は、相互のあいだに何らかの媒介的活動(八…V)を生起させることであり、

③ その八内実Vは、八新しい媒体V(共同的なもの)の形成、新しい媒体による八新しい内実Vの形成の過程(関係性の変革)のことである。

④ しかも、以上①②③…を可能にしているのは、唯一八歴史Vを八現実Vとして担う八大衆V(人間)の八根底的矛盾V(推進的力)である。

従つて八授業Vとは、主に八討論Vの形態において、八問題提起Vを生命線として、八新たな関係性の創出Vを目ざしていくこと

この原初的形態は、八四三年度Vにおける八自主的評価Vであり(資料④参照)、その後、…、八合格評価V、八…Vという形をとってきたことは、その実践が、「単位制度」を八Vとして、「クラス・年度」そのものをもまた一つの限界として、八教官V、八学生Vに意識せしめるにいたつては、外ならない(資料⑤参照) [付記]

(I) 八自己教育V小論(★「教官の通念」の対象化のために)

① 教育とはいえ、それは一人の人間にとって、生と死の間に横たわる、自己として、対象的世界(自然…)を獲得していく、主体的活動の、全過程以上であることはない。

② 一人の人間の、この全過程にいま、八自己教育Vという概念を与えるならば、「学校教育」(或いは、職業としての教師…)はこの八自己教育Vに対して、どのような関係として立つのか。

③ 「学校教育」を成り立たせてきた条件はなにか。「身分としての人間」―その様々な封建的制度、観念―を打破し、解放し生み出した、新しい「人間」というものを、媒介するモノとしてモノとモノとの関係に媒介させることによって、モノの拡大・再生産を絶えず可能にせしめていったその限りについて(資本制社会の成立・発展の過程)、同じことだが、ちょうど人間のモノ化(自己疎外)に逆比例的に、モノの社会から肥大的に政治(権力)が外化されていったその限りについて(ブルジョワ国家の成立・発展の過程)八自己教育Vから「学校教育」が外化し、「発展」していく(「限りなく透明な国家」にむかう)足場が与えられた。

④ しかし、「資本主義的發展」の末期にあつて、効率の原理に見

合った「数量化の原則」がすでに見たとおり、内実を失って「数量」という物神に転化しているように、「学校教育」もまた、自己否定的局面に突入している。(例えば「中教審」が、「学校教育」とは相容れない、どちらかといえば「自己教育」の概念にちかいかい「生涯教育」論をとり入れたら、教育目標に自主性・主体性等の「育成」などを強調せざるをえないこと自体、そのことをうらみかきしている。)

(II) 八言語V小論(★「ドイツ語」の対象化のために)

① 私たちが八言語Vをなしうるとすれば、それは、実践と認識とを媒介するものがそれ自体実践的なものである限りにおいてである。そして言語表現が、そのようなすぐれて実践的な媒介でありうるか否かは、むしろきつこうし合う人間と人間との間接的関係を成立せしめうる「根拠」のかくとうを前提とするが、もっぱら私たちの想像力のはたらきにかかっている。

② 例えば、前記(I)のように八総括Vされる八現実Vが、私たちに強く認識を迫っていると感ずるかどうか、私たちが、より意識的・積極的に、八自己教育V概念を幻想の中にとり入れていこうとするかどうか、所与のものとしてのモノ・モノの関係、その所与の関係を成り立たせている見えない媒介物を撃つことができるかどうか、すべて想像力のはたらきである。

③ 八外国語V(ドイツ語)というのは、私たちにあって、即自的には「疎遠なもの」であり、八言語Vの抽象||八抽象V的言語でしかない。しかしながら、八疎遠なものVが媒介して、きつこうし合う八人Vと八人Vとの関係を疎遠に、抽象していつているのだというように、その関係、その構造にどこまで想いをはせることができるかどうかによって、実はその八疎遠なV媒介は、私たちに、どこ

まで「根拠」のかくとう、自らの八言語Vの獲得をなしうるのかを指し示すことができるのである。(こうした関係は、「専門言語」・「日常言語」、或いは「専門」・「教養」に押し広げていくことができる)

④ 「教養部教授会」(◎:もまた)が八我々のドイツ語Vにおける「わずかな自立への意志」を無意識的に圧殺し、八表現者Vを「気ががい」と思いこんだりしたのは(彼ら自身の正気の程を示すだけなのだが)、外国語||外国(疎遠な)語とか、一つのことば||一つのみみという、すくいがたい想像力の貧困(彼ら自身の八日常Vの貧困のあらわれなのだが)のためである。まさしく、「わたしたちが想像力を奪われるということは、他者との関係において、自分は何者であるかを発見することができなくなるということである。もちろん、自分が他者として他者に存在することもできなくなる。

想像力を奪われた人間は、こうして自分の言葉を失い、自己のアイデンティティにたどりつく手がかりをすべて失ってしまうばかりでなく、「他者のわずかな自立への意志」をも異端として排斥するようになる。権力が狙っているのは、まさしくこの想像力を奪い、その回路を占有することにはかならぬのである。」(柳川・武田桂二郎)

以上

#### 添付資料

① 「教養部のしおり 昭和四九年度 新潟大学教養部」(抜すい)

② 討論授業への模案——中間総括(1)——

——(2)——

——(3)——(S、四四・五・一七)

③ 「昭和四九年度二回生外国語(英・独・仏語)学習の手引」(京都大学教養部、抜すい)

④ 大学諸問題について(メモ)——当面の「成績判定」に関連して——(S、四四・六・一〇)

⑤ レポート(世界◆自己◆批判)群(S、五一・二・) )

以上

### 京都から

八通信V21号で伝えたように、京大教養部ドイツ語教室は、七六年度ドイツ語ゼミナール(自主ゼミ)の講師として松下昇氏を依頼するという学生||自主ゼミ申請者団の提案(この提案は、ほんらいは松下昇・松下未宇の両氏を講師とする、というものである)を、七六年春に否決した。その後、同教室では、このゼミの問題をひきつづき検討するための教室主催の自主ゼミを設置する、という提案が教室員から出され、七六・五・二七の教室会議でこれが討議されたが、この案も教室員全員の賛成を得るにいたらなかった。

七六年一二月、七七年度自主ゼミの申請期間中に、ドイツ語教室にはつぎの六つのゼミの開講が申請された。

- 1 小岸教官 ドイツの民話について
- 2 相良教官 現代ドイツの人間と社会
- 3 林教官 「ワイマル共和国史」
- 4 好村教官 ブロッホ「希望の原理」
- 5 佐藤信行教官 「ドイツ語の本」の作成過程の諸問題について

このうちの5が、七四年度から制度上の担当者を変えつつ（七四年度・奥野、七五年・池田／野村、七六年・池田）連続性をも保ってきた自主ゼミの参加者たちをふくむ申請者団によって、提起されたものであり、ゼミのテーマにあらわれる「ドイツ語の本」の作成過程は、七六年度のこのゼミの過程そのものと重なり合う部分をもっていった。

教室会議の結果は、「教室会議報告 七六一九」に、つぎのように記されている（七六・一二・二三）。

「……1、2、3、4の開講を諒承。5の佐藤氏（新潟大）のゼミについては、交通費の問題が懸念されたが、投票（外来講師のため）により賛成多数で可決。なお6については、仲介した好村氏よりドイツ語教室が窓口となることの現実的理由づけが困難ではないかという異議があり、結局、好村氏も保留を諒承。」

この決定にもとづいて教室主任・高木久雄氏が佐藤信行氏の意向をたずね、佐藤氏からは高木氏あてにつきの返信が届いた。

拜啓。ご用件におこたえするのが遅れて申し訳ありません。履歴書は同封いたします。△佐藤……を担当教官とする▽自主ゼミが申請され、教室会議でも賛成されたことですが、それに関連して少し申し上げておきたいことがあります。

① まず「新潟大学」の状況については、新大もまた、六九年度には、「高校のくりかえし」「十年一日のごとき授業」「知識の切り売り」という現状を批判し、何よりも「考えさせる講義」で

あるべきだとし、自主ゼミを含む少人数教育の場の創出こそ最重要

であると言いつつ、「紛争收拾」とともに、そのわずかな批判的精神すら雲散霧消させてきました。その上、「教養部、大学……」に対する批判、批判的他人の存在や意志をも意識的、無意識的に圧殺するにいたっております。その具体的な一例として、S四九年度「新大教養部」は、△学習の主体はあくまでも学生自身である▽ことを表現した△我々のドイツ語▽が彼らにとって、不可解、だからということの一つの根拠にして、△四九年度授業▽△担当教官▽△クラス▽……の抹殺をおこないました。（資料同封。この表現は△京大自主ゼミ▽の中から創造されてきた△ドイツ語教科書▽に△現われ▽できます。なお、その原稿の△一部▽は、昨年一月一日新大での人事院審理・第五日の場に到着し、△審理▽の教材ともなりました。）

② そして、そうした弾圧に抗する斗いを含む△四九年度授業▽（△農2B▽……）、△五〇年度授業▽（△農3B▽……）の実践は、「年度・クラス」「教室」「担当教官」……をもまた一つの限界として教官・学生に意識せしめるにいたりました。（すでにそのとき、△京大自主ゼミ▽より、△農3B▽クラスが、自主ゼミへの△聴講票の委託▽という形で提起を受けたことも、この実践の内実に関連していると思います。）

③ 五一年度すでに、京大教養部ドイツ語教室会議においては、△松下……ゼミ▽問題を中心にして、自主ゼミ制度における△自主性▽の認識がきびしく問われたやに聞いております。

以上簡単に申し上げた状況や関わりから、私流儀に理解しますと△佐藤……を担当教官とする▽自主ゼミの提起というのは、すでに

限界として認識された「教室」「担当教官」をのりこえ、△松下……ゼミ▽と自主ゼミを創出する、来年度の具体的な試みの一つであるといえましょう。そして私どもにとっては、農3Bと農nBと自主ゼミを創出する、一つの実践的提起でありましょう。（こうした創造的課題の一面がただ「距離の遠さ」として現出しているにすぎないと考えております。）

最後に、以上のごとき私の見解を、貴教室会議、並びに自主ゼミを申請された方々にお示しただければ幸いに存じます。 敬具

一九七七年一月十五日

佐藤 信行

しかし、佐藤氏が講師となる場合の交通費の問題が、ドイツ語教室にとっては決定的な難点となってきた。事務当局の説明によると非常勤講師のための交通費の総枠が固定しているために、新潟からの旅費を一人に支払うには、非常勤講師全員の交通費を一定の比率で減額せざるをえない、というのである。佐藤氏一人の旅費だけを大中に減額支給、ということも規則上できない、と。このため教室は、七七・二・二四の教室会議で問題を再考することにした。「教室会議報告 七六一〇」にはつぎのように記されている。

議題3 佐藤氏（新潟大）、自主ゼミ問題について

主任報告 昨年一二月の会議での決定後、一・一〇に事務長より佐藤氏に非常勤講師を依頼した場合、今年度実績として、他の非常勤講師九〇名の「日当」が六割支給から二・六五割支給に落ちる旨のデータのアナウンスがあったことの詳しい説明と、二月の教授会

に、非常勤講師の名を「未定」として枠だけを申請したとの説明あり。諒承。質疑の後、a、佐藤氏を上記旅費の理由（のみ）により依頼できないこと、および、b、申請学生側が新たな講師を挙げてくる場合は、受付けてよい（期限、二月末日まで）、c、手続上、期限内に間に合わなければ「枠」そのものを取消す。↓確認。

教室は、自主ゼミの申請者たちと交渉したのち、三月二日に次回会議をひらいた。「教室会議報告 七六一一」によると、その結果はつぎのようである。

議題 ドイツ語ゼミ問題について

主任より、前回会議後（……）三・一（火）に、副主任その他有志数名とともに「自主ゼミ参加者」と話し合いをした事情を説明。その前日の二・二八に、前回会議の決定に従って申請者代表より、佐藤（信）氏に代る講師による正式の申請書を受取っていたが、上記の席上で、ただ旅費・日当の問題だけならば、「自主ゼミ」側で他の非常勤講師の不足分をカバーする方法を考えるから、やはり佐藤氏を第一に推したい、という強い要求があり、主任としては教室会議の決定もあり、議題とすることには難色を示したが、結局、同僚の助言もあって、その要求を教室会議に伝えることを約束した。

そこで、さしかえの講師という本題に入る前に、緊急提案として議題となりうるかどうかも含めて、この要求の審議を要請する。主任提案を受けて種々の質疑・論議の末、そのカバーする方法等は本質的にも実際的にも不可能であることから、全員一致で受入れられないことを確認。

本議題に入り、さしかえの講師松下昇氏(申請者、テーマは佐藤氏の場合と同じ)について審議。賛成・反対を含めさまざまな指摘や論議が交されたが、最後に票決に付し、2/3以上の出席、2/3以上の賛成により松下氏を承認。

こうして問題は教養部教授会に移り、三月一七日の教授会に、松下昇氏をドイツ語非常勤講師として採用することの案件は、若干の教室の七七年度非常勤講師追加決定分の案件とともに、人事委員会から提案された。

審議の冒頭に教養部長が発言をもとめ、非常勤職員の任免は「京大事務委任規定」によれば部長の専決事項である、とことさらに強調した上で、松下氏が現在刑事裁判の被告人であることに注意を喚起した。

ついでドイツ語教室主任が、説明を人事委員長から委託され、松下氏を講師として採用することを提案する理由を説明。松下氏は二年前に同じようなケースで採用を否決されているけれども、今回は二年の時日が経過しただけでなく、提案者II学生が提起しているゼミのテーマが、ドイツ語教室として一層推挙するに足りるものである、と。

これにたいして異論がいくつか出されたが、それらは要するに、松下氏の推挙は京大に紛争の種をもちこもうとする底意をもっている、という言い分に帰着する。

松下氏にかなする採決を他の非常勤講師候補者たちにかんするそれと分離することをとめる動議が出され、この動議が賛成97、反対4で採択されて、その上でさらに討議が続行された。——討論後

の採決の結果は、賛成21、反対40、保留58であり、賛成が過半数に達せず、松下氏をドイツ語ゼミの講師として採用する案は否決となった。

〔注〕以上の経過報告は、もっぱら教室員としての筆者の資料によっているため、きわめて不備なものとなっています。より具体的・根底的に問題を追求しようとされる方は、松下氏、あるいは筆者をふくむ関係者にご連絡ください。——また、昨年度の自主ゼミと「ドイツ語の本」製作過程との関連については、別個に自主ゼミ用資料をまとめることが予定されています。——野村 修〕

## 韓国から

〔以下の通信は、「信州大学松本キャンパスの教職員約三〇名による八東亜日報共同購読の会Vの世話人」をしておられる勝木 渥氏から、「五月三日の会通信」編集部に送られてきたものである。いただいたのは一月下旬だった。これをいただいたまま、長期間「通信」を出せずにいたことを、編集担当者としておわびする。——野村 修〕

韓国では一九七六年二月、一斉に教授の再任命とすることをやり再任命しないという形で四六〇余名の大学教員を追放した(「世界」七六年七月、二二二頁参照)。一九七六年一月一六日付「東亜日報」は、「76記者手帖、その後」と題するシリーズものの第3回で、追放された教授たちのその後について報告している。報道統制下における報告ではあるが、その記事を全訳してみたので、それを紹介したい。

(A・K生)

失意と懷疑の中の再任命脱落教授たち

大学時間講師・翻訳・原稿書き等

東奔西走しても収入は教授時代の半分

前職教授J氏は、最近まで三つの大学の時間講師として東奔西走したので、この一年をどのように送ったか覚えがない。夜には、翻訳仕事・原稿書きで徹夜作業もやってみるが、それから受取るべきひと月の収入は教授時代の半分くらい、10万ウォン内外。それさえも長い冬休みを迎えて完全失業状態に入った。前Y大S教授は、E大で月2万ウォンの時間講座を受持っているが、生活費圧迫のために家を売ってアパートを借りて移って行ったのだが、「大学の時の月給日の頃になると家族たちに済まない気持ちだ」と言葉じりをにぞした。S大の若い前教授H氏は「教壇を離れたので精神的圧迫から解放された感じがするけれども、かえって多くの自由が一層不安で、ときたま講義したいという欲望が自分を苦しめる」と語った。かれは去る二学期某大学の時間講座を得たが、二週間目にふたたび追い出された。

去る二月のある寒い冬の日の朝、突然教壇から退かされた四一六名の再任命脱落教授たちは、過ぐる一年間、悲憤と失意をかみしめつつも、とりあえず家族の生計のために職場を探しに出ねばならなかった。かれらのうち、ほかの大学の専任として招聘され、教授職の幸運をひきつづき守ることになった場合は「指折り数えることが出来る程度」だと文教部側の話。月収2〜5万ウォンの時間講師の機会もそう多くはなかった。医師など一部の兼職教授たちは職種別に開業、生活の安定をえもしたが、大部分は研究員、翻訳仕事、企業体嘱託等をひきうけて、注文がくるたびごとに仕事をする人もあれば、そのような機会が全くなく、夫人が商売をしたり、親戚の助けで生計をたてたり、ふえてゆく借金の心配で一瞬涙ぐむ人たちが少なくないことである。

一部大学では、たとえ専任からは退いても時間講座を与えて、私立K大、Y大の場合、五名づつを再び教壇に立てるようにしたり、国立S大では三名に時間を与えた。D大は一名を研究教授として、また一名は夫人に学校構内書店経営を与えて、生計を助けるようにしたり、H大はただ一名の脱落教授たるL教授を研究員として留めボーナス以外の前俸給額を与えている。反面、私立K大は、学校経営批判等で退かされた教授に退職金20万ウォンだけ与えてあとは知らぬ顔など、学校ごとに「その後」はちがっている。

脱落教授たちは、今なお自分の脱落に対して懷疑と不信を洗い流そうとはしていない。それは自分の脱落事由を納得することができないからである。「政治教授」として指されたと考える人たちは「国家として見ても、社会として見ても、自分は学校で人と同じくらいだ」という考えであって、総長や財団との不和で追い出されたという主張の私立大教授たちは「平素の私怨の犠牲になった」と心にきめているのであったが。そして上智大の脱落教授八名は財団理事長を相手どって法的斗争を展開し、一審で勝訴、一層信念を固くしている。

大学ごとに陣痛を経験して十ヶ月。当局は再任命後「以前になかった勉強雰囲気造成された」「教授たちの欠講、休講がほとんどなくなった」といっている。それでも某大現職教授は「教授たちがあらゆる面で発言することを嫌い、からだをとぐるまきにして迎eriを見たり、講義室でも活気がない」とその後のキャンパスの表情の消息を知らせた。残留している教授たちは新たな再任命過程で間違った陣痛がないことを願っていた。その点では、長い間教授生活をした新任黄山徳文教部長官に大きな期待をかけることもした。

脱落教授たちのひとときと同じ気持ちは、なじんだ教壇に再び立つことである。象牙の塔の中のみ籠って来たかれらにとって、社会は冷酷のみあって、なお一層そのようなものであるかも知れない。K大の前教授N氏は「罪がないのに追い出された、復職されることを確信し」つつ、後日にひとすじの希望をかけた。大部分の脱落教授たちは「三ヶ月以内の解決」のみを待っていることであった。(鄭求宗記者)

〔訳者註、「脱落教授」は「被追放教授」とすべきであろうが、原文のまま紹介した〕

## あとがき

△通信V23号をお届けします。

このところ数号、ぼくが情性的に編集を担当しつつつけていますが、そのことから発する問題性が、この号では集中的に顕在化してきているように思います。

第一に、坂本さんの手紙、山本さんのはがき、松下さんの「註」が、△通信V編集主体への疑問を提起していますし、第二に、京都からの通信に明らかかなように、京大教養部で松下ゼミを制度的にも実現しようとした試みの過程で、教室員としてのぼくと自主ゼミ参加者としてのぼくとの関係が、あいまいなままである、ということがあります。

ほんらいなら、これらから提起されてきている問いに、ぼくが対応できないからには、今号の編集は、ぼくによってはなされるべきではなかったでしょう。しかし、編集主体はどうあるべきかという問題は、ぼくだけのものではありませんし、とりあえず問題そのものをひとびとの眼前に投げだすこともゆるされるだろう、と考えて、あえてこの号を送りだすことにしました。

△通信Vの編集にかんして、どうか批判と提案をお聞かせください。

なお、京大では経済学部竹本信弘助手の分限免職処分案の審議が評議会で二月から再開され、近く決定が出るのが予想されますがこれの経過、ならびに学内の反対運動の動きについては、『京都大学新聞』などによって知っていただければ、と思います。(野村修)